

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年 2月20日

【会社名】 さくらインターネット株式会社

【英訳名】 SAKURA Internet Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 田中 邦裕

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南本町一丁目 8番14号

【電話番号】 06(6265)4830(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 川田 正貴

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南本町一丁目 8番14号

【電話番号】 06(6265)4830(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 川田 正貴

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	2,337,570,268円
引受人の買取引受けによる売出し	3,828,399,000円
オーバーアロットメントによる売出し	939,871,200円

(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年 2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成29年 2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であり
ます。

【縦覧に供する場所】 さくらインターネット株式会社 東京支社
(東京都新宿区西新宿七丁目20番 1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,165,300株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成29年2月20日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時にされる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、834,700株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主である株式会社田中邦裕事務所(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- これに関連して、当社は平成29年2月20日(月)開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式834,700株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資について」をご参照ください。
- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成29年2月28日(火)から平成29年3月3日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	2,165,300株	2,337,570,268	1,168,785,134
計(総発行株式)	2,165,300株	2,337,570,268	1,168,785,134

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成29年2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	100株	自 平成29年3月6日(月) 至 平成29年3月7日(火) (注) 3	1株につき発行価格と同一の金額	平成29年3月10日(金) (注) 3

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成29年2月28日(火)から平成29年3月3日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(払込金額)であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1) 募集の方法」に記載の一般募集における新株式発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.sakura.ad.jp/ir/>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成29年2月27日(月)から平成29年3月3日(金)までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年2月28日(火)から平成29年3月3日(金)までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年2月28日(火)の場合、申込期間は「自 平成29年3月1日(水) 至 平成29年3月2日(木)」、払込期日は「平成29年3月7日(火)」

発行価格等決定日が平成29年3月1日(水)の場合、申込期間は「自 平成29年3月2日(木) 至 平成29年3月3日(金)」、払込期日は「平成29年3月8日(水)」

発行価格等決定日が平成29年3月2日(木)の場合、申込期間は「自 平成29年3月3日(金) 至 平成29年3月6日(月)」、払込期日は「平成29年3月9日(木)」

発行価格等決定日が平成29年3月3日(金)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますので、ご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成29年2月28日(火)の場合、受渡期日は「平成29年3月8日(水)」

発行価格等決定日が平成29年3月1日(水)の場合、受渡期日は「平成29年3月9日(木)」

発行価格等決定日が平成29年3月2日(木)の場合、受渡期日は「平成29年3月10日(金)」

発行価格等決定日が平成29年3月3日(金)の場合、受渡期日は「平成29年3月13日(月)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 四ツ橋支店	大阪府大阪市西区新町一丁目5番7号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,515,800株	1 買取引受けによりま す。 2 引受人は新株式払込 金として、払込期日 に払込取扱場所へ発 行価額と同額を払込 むことといたしま す。 3 引受手数料は支払わ れません。 ただし、一般募集に おける価額(発行価 格)と発行価額との 差額は引受人の手取 金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	433,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	173,200株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	43,300株	
計		2,165,300株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,337,570,268	18,764,000	2,318,806,268

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成29年2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,318,806,268円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限895,811,732円と合わせて、手取概算額合計上限3,214,618,000円について、平成33年3月までに2,311,000,000円をAI等分野向けサーバサービスに係るサーバ等の設備投資資金に、平成30年3月までに254,000,000円をIoT分野のモジュールに係る運転資金に、残額が生じた場合は平成33年3月までに顧客件数やトラフィック量増加に対応する東京・大阪・石狩の拠点間及び各拠点内のインターネット接続のためのネットワーク機器等の設備投資資金に充当する予定であります。

また、上記手取金は、実際の充当期までは銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成29年2月28日(火)から平成29年3月3日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	3,400,000株	3,828,399,000	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 双日株式会社

- (注) 1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、834,700株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社であるS M B C日興証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成29年2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1、2 発行価格等決定 日の株式会社東京 証券取引所にお ける当社普通株 式の終値(当日 に終値のない 場合は、その日 に先立つ直近 日の終値)に 0.90~1.00を 乗じた価格(1 円未満端数切 捨て)を仮条件 とします。	未定 (注)1、 2	自 平成29年 3月6日(月) 至 平成29年 3月7日(火) (注)3	100株	1株に つき売 出価格 と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者及び その委託 販売先金 融商品取 引業者の 本店並び に全国の 各支店及 び営業所	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 S M B C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9 番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	(注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成29年2月28日(火)から平成29年3月3日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.sakura.ad.jp/ir/>)(新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 株式の受渡期日は、平成29年3月13日(月)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成29年2月27日(月)から平成29年3月3日(金)までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年2月28日(火)から平成29年3月3日(金)までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年2月28日(火)の場合、申込期間は「自 平成29年3月1日(水) 至 平成29年3月2日(木)」、受渡期日は「平成29年3月8日(水)」

発行価格等決定日が平成29年3月1日(水)の場合、申込期間は「自 平成29年3月2日(木) 至 平成29年3月3日(金)」、受渡期日は「平成29年3月9日(木)」

発行価格等決定日が平成29年3月2日(木)の場合、申込期間は「自 平成29年3月3日(金) 至 平成29年3月6日(月)」、受渡期日は「平成29年3月10日(金)」

発行価格等決定日が平成29年3月3日(金)の場合、上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
S M B C 日興証券株式会社	2,380,000株
野村証券株式会社	680,000株
みずほ証券株式会社	272,000株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	68,000株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	834,700株	939,871,200	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われる、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]https://www.sakura.ad.jp/ir/) (新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成29年2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成29年 3月6日(月) 至 平成29年 3月7日(火) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	S M B C 日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、834,700株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成29年2月20日(月)開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資(本第三者割当増資)を行うことを決議しております。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成29年3月23日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成29年2月28日(火)の場合、「平成29年3月3日(金)から平成29年3月23日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成29年3月1日(水)の場合、「平成29年3月4日(土)から平成29年3月23日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成29年3月2日(木)の場合、「平成29年3月7日(火)から平成29年3月23日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成29年3月3日(金)の場合、「平成29年3月8日(水)から平成29年3月23日(木)までの間」

となります。

2 第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成29年2月20日(月)開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式834,700株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 払込期日は、平成29年3月28日(火)とします。

3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である双日株式会社並びに当社株主である株式会社田中邦裕事務所及び田中邦裕は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプション付与に係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]https://www.sakura.ad.jp/ir/) (以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間)において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(注1)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(注2)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(注1)に係る有価証券の借入れ(注2)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

(注) 1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

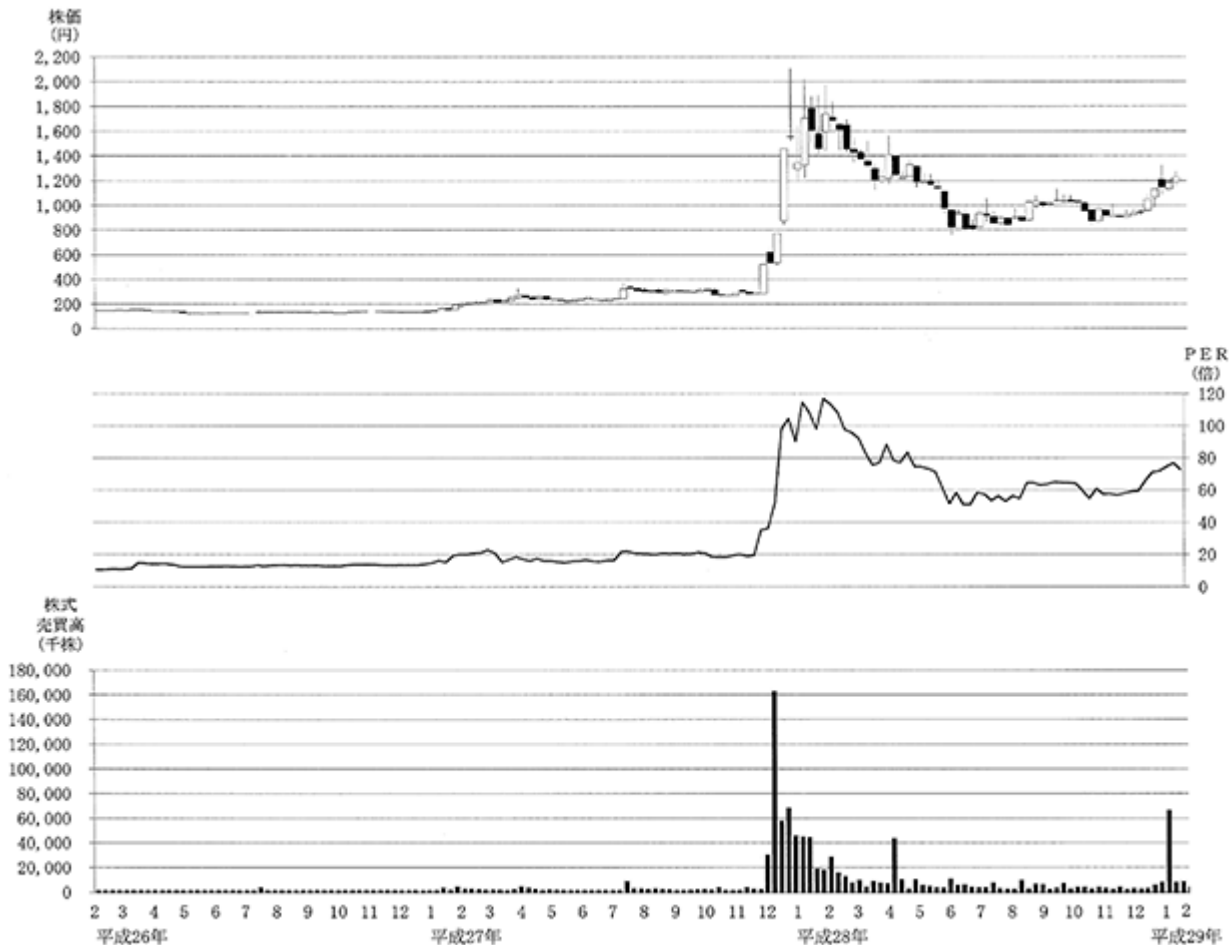
2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成26年2月17日から平成29年2月10日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 当社は平成27年8月31日(月)を基準日とし、平成27年9月1日(火)を効力発生日として、普通株式1株を4株に分割しておりますので、平成27年8月26日(水)(株式分割前最終売買日)以前の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
- 2 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、基準日前の株価については、当該株価を4で除した数値を株価としております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 3 P E R の算出は以下の算式によります。

$$P E R (\text{倍}) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

平成26年2月17日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を4で除した数値を使用。

平成26年4月1日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を4で除した数値を使用。

平成27年4月1日から平成28年3月31日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を4で除した数値を使用。

平成28年4月1日から平成29年2月10日については、平成28年3月期有価証券報告書の平成28年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年3月期以前は連結子会社が存在していないため、連結財務諸表を作成しておりません。

- 4 株式売買高について、株式分割前最終売買日以前は当該株式売買高に4を乗じた数値を株式売買高としております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成28年8月20日から平成29年2月10日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第17期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月15日近畿財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第18期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月5日近畿財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第18期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月4日近畿財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第18期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月10日近畿財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月27日に近畿財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については____ 罫で示しております。なお、下記の「1 事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであります。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「1 事業等のリスク」及び「2 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

1 事業等のリスク

当社グループの事業活動において、リスク要因となる可能性のある事項を、以下に記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。ただし、以下の記載事項は、投資判断に関連するリスクのすべてを網羅するものではありませんので、ご注意ください。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。なお、記載中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)現在において、当社グループが判断したものであります。

(事業環境及び事業について)

他社との競合状態について

当社グループは、データセンター事業においてハウジングサービスからホスティング・クラウドサービスまで幅広いサービスを提供しております。

データセンター市場の堅調な成長が予想されるなか、当社グループは、顧客ニーズの高いサービスの提供やフルラインナップ化の推進、スケールメリットと柔軟性を兼ね備えたコスト競争力の高いITインフラサービスの提供、パートナーシップの強化などにより、競合他社との差別化やシェア拡大に努めておりますが、同業他社の中には、当社グループと比べ大きな資本力、販売力等の経営資源、高い知名度等を有しているものもあり、当社グループの競争力が低下する可能性があります。

安全対策について

データセンターの管理体制については、24時間有人管理体制をはじめ、ハウジングサービス契約者の入退室管理、監視カメラの設置、カードキーや生体認証による入退室時の情報管理など、細心の注意を払っております。また、火災への対策として、ガス式の消火設備や高感度の火災検知装置などを導入するとともに、専門業者による定期的な検査の実施や、社員による目視の安全点検を行っております。

通信設備につきましても、火災・地震などの災害に対して必要な防災措置を施し、電源やネットワークの安定化・データセンターの24時間監視に努めております。また、ファイヤーウォール、接続回線の二重化、コンピュータウイルス防御などの安全対策も施しております。

しかしながら、予期せぬ自然災害や不法な行為などが生じた場合には、サービスの提供ができなくなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

データセンターの使用契約について

当社グループは、他のインターネットデータセンター事業者とデータセンターを賃借する契約を結び、一部のサービスを提供しております。

しかし、契約期間内であっても3ヶ月前までに通告することによって解消できるなどの条項が含まれており、その場合には当社グループの負担により当社グループの設備の撤去を行わなければならないこととなっております。そのため、契約先の経営悪化等により当社グループの予期せぬ契約の解消が生じた場合には、撤去費用もしくは他のデータセンターへの移転費用が予算を超えて計上されることとなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護法について

当社グループは、ビジネスユースの顧客からパーソナルユースの顧客まで幅広くサービスを提供しているため、多くの顧客情報を蓄積しております。このため当社グループは個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者該当し、個人情報の取扱いについて規制の対象となっております。

当社グループでは、専門部門を設置し、個人情報の保護に関する規定の整備運用、システムのセキュリティ強化、役員・社員への定期的な教育を実施するなど個人情報保護への取り組みを推進しております。また、当社グループのサイト上のプライバシーポリシーにおいて、当社グループの取り組みを提示しております。

昨今、コンピュータウイルス等の侵入、不正なアクセスのリスクが高まっております。当社グループが保有する顧客情報が業務以外で使用されたり、外部に流出したりする事態になりますと、対応コストの負担、顧客からの損害賠償請求、風評被害による申し込み数の低下や解約の発生などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループは、電気通信事業者として総務省近畿総合通信局に届出を行っており、電気通信事業法において、「通信の秘密」や「利用の公平」などが定められております。また、特定商取引に関する法律及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律において広告・宣伝メールの送信について、不当景品類及び不当表示防止法において広告表示及び景品類の提供について、それぞれ定められております。当社グループは、当該内容を遵守するため、役員・社員に対して定期的に教育するとともに、法務担当者による法令適合性の審査を行っており、法令違反が発生しないよう体制作りを行っております。

しかし、万一これらの法令に規定される一定の事由に当社グループが該当した場合、所管大臣等から指導や業務改善等の命令もしくは罰則を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、将来的にこれらの法令の改正や当社グループの事業に関する分野を規制する法令等の制定、あるいは自主的な業界ルール等の制定等が行われた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

出資や企業買収等について

当社グループは、既存事業に関連する領域において出資や企業買収等を行っております。これらの実施にあたっては、事前に事業内容や財務状況等について、様々な観点から必要かつ十分な検討を行っております。しかしながら、出資や買収後に事業環境の急変や予期せぬ事象の発生等により、当初期待した成果をあげられない場合、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

コンテンツの内容について

当社グループでは、約款において禁止事項を定め、法令や公序良俗に反するなどのコンテンツを排除するよう努めております。当社グループの顧客が約款に反するコンテンツの設置をはじめとした違法行為を行った際、当社グループは、令状に従い、サーバに残されたデータやログを捜査当局に対して提出することがあります。現在は、当社グループがサーバからCD-ROM等の媒体に複製して、その媒体を提出しております。今後、法的規制が強化された場合には、該当する設備のすべてを差し押さえ等される可能性があります。そのような場合には、サーバの使用ができなくなりサービスの提供が中断するなど、可用性が低下することから、当社グループの企業イメージの一時的な毀損、損害賠償責任の発生により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのサービスの不正利用について

当社グループでは、約款において会員ID・ユーザアカウント・各種パスワード等の管理に関し、当該サービス利用者が責任を負う旨を定めておりますが、第三者がこれらの情報を悪用し、もしくはサービス申込時に第三者を偽って大量にサービスを利用する等した場合、サービス利用料の回収が困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループでは、他者の知的財産権を侵害することがないよう、事前に調査を実施しておりますが、サービスに用いる技術について他者の知的財産権を侵害している可能性を完全に排除することは困難です。他者の知的財産権を侵害しているとして損害賠償請求や使用差止等の訴訟が生じた場合、当社グループの企業イメージの一時的な毀損、損害賠償責任の発生、サービス提供が一時的に困難となる等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ネットワークセキュリティについて

インターネットに接続される環境下にあるコンピュータやサーバには、ウイルスへの感染、クラッキング、不正アクセス、DoS攻撃等によるサービス提供への影響や情報の流出等のリスクが常に存在します。当社グループでは、提供サービスやネットワークについて、適切なセキュリティ対策を講じておりますが、想定を超えた大規模な攻撃の発生もしくは当社グループの対策が十分に機能しなかった等の理由により、これらのリスクが現実にした場合、当社グループの企業イメージの一時的な毀損、損害賠償責任の発生、サービス提供が一時的に困難となる等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

エネルギー価格や設備投資金額の上昇等について

当社グループは、多数のサーバ等機材をデータセンター内で稼働させることにより、サービスを提供しております。安定的な電力の供給と空調環境により支えられるサービスは、大量の電力を使用しており、電力価格が想定以上に上昇し、上昇分をサービス価格に反映できない場合などには、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は石狩データセンターを自社で所有して運用しており、事業拡大に伴い継続的に増床を行っております。経済環境の変化等により、データセンターの建設や工事にかかる資材、人件費などが上昇し、これらをサービス価格に反映できない場合などにおいても、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損について

当社グループが保有する固定資産について、経営環境の著しい悪化により事業の収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合などには、固定資産の減損会計の適用による減損損失が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(事業体制について)

顧客の確保について

当社グループは、日進月歩の市場動向に合わせてより高品質なサービスの提供と価格の低廉化に努め、新規顧客の獲得と既存顧客の継続的なサービス提供を図っておりますが、これが計画どおりに進まない場合は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。他方、顧客が急激に拡大するような局面においては、これに対応するためのバックボーンを整備が必要となります。当社グループといたしましては、今後も大容量の通信回線を確保することが可能と考えておりますが、十分な通信回線を適正な価格で確保できない場合には、事業機会の喪失や収益性低下の可能性がります。

内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底を目的に、代表取締役社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置する等、内部管理体制の充実に努めております。

しかしながら、事業環境の急速な変化などにより、十分な内部管理体制の構築が間に合わない場合には、一時的に管理面に支障が生じ、効率的な業務運営がなされない可能性があります。

技術の進歩と人材確保について

今後、データセンター事業を展開していく中で、必要とされる新技術に迅速に対応できない場合、業界における競争力に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが、新技術を導入しつつ今後の事業拡大を図っていくためには、優秀な人材を確保していく必要がありますが、人材確保が順調に進まない場合又は重要な人材が離脱した場合、積極的に人員を採用したこと等により人材関連費用を適切にコントロールすることができなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

資金調達について

当社グループは、データセンター設備やサーバなどの機材に関する投資、その他事業資金について、金融機関からの借入又はリース等を通じて資金調達を行っております。今後も、データセンターの増床や新サービス開発のための継続的な投資等を計画しており、安定的な資金調達を可能とするため、財務体質の強化に努めたいと考えております。

しかし、金融市場やその他外部環境において大きな変動が生じた場合には、資金調達が困難になる可能性や調達コストが増大する可能性があります。このような場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

親会社等との関係について

a 双日グループにおける位置付け

当社の親会社である双日株式会社は、本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)現在において「自動車」「航空産業・情報」「環境・産業インフラ」「エネルギー」「石炭・金属」「化学」「食料・アグリビジネス」「生活資材」「リテール事業」「その他」の事業区分で事業を展開しており、当社グループはこの中で航空産業・情報事業に区分され、データセンター事業を担う会社として位置付けられております。双日グループの航空産業・情報事業には、当社グループと類似する事業を営む他のグループ会社がありますが、当社グループは比較的小規模な利用ニーズをもつ顧客を中心に、ハウジングサービスやクラウド・ホスティングサービスとその関連サービスといったITインフラの提供に専念することで、大規模利用の顧客向けにSIサービスを中心に展開する他のグループ会社との役割分担ができております。

当社グループサービスの大部分は、自社開発を行い、自社ブランドで販売しているものにより構成されておりますが、当社の親会社である双日株式会社における当社グループに対する基本方針等に変更が生じた場合には、当社グループの事業及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、前記「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出しに伴い、双日株式会社は当社の親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当する見込みであります。

b 資本関係について

当社の親会社である双日株式会社は、当社の発行済株式の40.29%を所有し、また、当社の代表取締役社長である田中邦裕の資産管理会社でかつ第二位株主である株式会社田中邦裕事務所(所有株式数4,489,600株、所有割合12.93%)との間で、双日株式会社が決定した内容と同一の内容の議決権を行使することを合意しております。

なお、前記「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出しにより、双日株式会社が当社の親会社に該当しなくなることに伴い、双日株式会社と株式会社田中邦裕事務所との上記合意は終了いたします。

c 人的関係について

本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)現在における当社取締役6名、監査役4名のうち、以下のとおり取締役1名、監査役1名を経営管理体制の強化を目的として、親会社である双日株式会社より招聘しております。

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職
取締役 (非常勤)	辻 壮	<ul style="list-style-type: none"> ・双日株式会社 航空産業・情報本部 本部長補佐 ・双日システムズ株式会社 取締役 ・株式会社トライステージ 社外取締役
監査役 (非常勤)	川村 和久	<ul style="list-style-type: none"> ・双日株式会社 リスク管理企画部 副部長 ・双日シェアードサービス株式会社 監査役

d 取引関係について

当社は、サービス用の機器及び関連サービスの一部を双日株式会社のグループ会社より仕入れております。それぞれの取引条件は、市場の実勢価格を勘案し、一般的な取引条件と同様に決定しております。

なお、グループ会社との取引については、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容についてその取引の合理性や取引条件の妥当性等の検証を行い、その結果を取締役に報告し、取締役会において十分に審議しております。

第17期事業年度における重要な取引は、参照書類であります有価証券報告書「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 関連当事者情報」に記載しております。

e 親会社からの独立性の確保について

当社は、事業戦略上の機動的な意思決定や施策の実行、並びに双日グループの顧客ネットワークや事業運営ノウハウを従来以上に活用することを目的に、平成23年2月22日付で同社と業務提携契約を締結しております。

なお、当社グループの事業戦略等については、当社グループが独立して主体的に検討のうえ決定しており、双日株式会社からの役員の兼務も、当社グループ独自の意思決定を妨げるものではないため、経営の独立性は確保されていると判断しております。

2 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

<前略>

(4) 今後の見通し

平成29年3月期においても、当社グループの属するデータセンター市場はITインフラのアウトソーシング需要の高まりやクラウド、AI、ディープラーニングなどの新たなサービスの浸透などにより拡大する一方、ハウジングサービスにおける価格競争の継続が予想されます。

このような環境の中、売上高の持続的成長とコストの最適化を課題と捉え、収益性の高いホスティングサービスの強化、顧客ニーズの高いサービスの企画・開発及びエンドユーザ数拡大のためのパートナーとのセールスプロモーション強化などの取り組みに努めてまいります。

(注) 将来に関する記載事項は本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)現在において判断したものであり、様々な要因により大きく異なる可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

さくらインターネット株式会社 本社
(大阪市中央区南本町一丁目8番14号)

さくらインターネット株式会社 東京支社
(東京都新宿区西新宿七丁目20番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。